

一関市生活改善センター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
暖房料金（ストーブ）	1台につき1時間	<u>50円</u> 。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。	暖房料金（ストーブ）	1台につき1時間	<u>100円</u> 。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。
電気器具等（消費電力量500w以上のものに限る。）	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力量の合計が500Wを超える場合に限る。）	<u>コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</u>	50円
を持込使用する場合の電気料金	<u>1回につき消費電力量1kWhを超える場合</u>	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算した額</u>	を持込使用する場合の電気料金		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。